

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

<p>鴻巣羽生線</p>	<p>路線名</p>
<p>鴻巣市鴻巣字沼田一二八三番一地先から同市鴻巣字沼田一二八四番三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年三月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和三年三月三十日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二七・八一メートル</p>	<p>備考</p>